

檜枝岐村観光施設事業経営戦略

団 体 名 : 檜枝岐村

事 業 名 : 観光施設事業(索道)

策 定 日 : 令和 2 年 月

計 画 期 間 : 令和 2 年度 ~ 令和 11 年度

1. 事業概要 * 複数の施設を有する事業にあつては、施設ごとの状況が分かるよう記載すること。

(1) 事業形態等

法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	非 適	事 業 開 始 年 度	昭和51年度
事 業 の 種 類	索 道	施 設 名	尾瀬檜枝岐温泉スキ一場
職 員 数	7人		
事 業 の 内 容	スキ一場・索道事業		
年 間 利 用 状 況 ※単位を明記すること ※過去3年度分を記載	H29 2,630人	H30 3,815人	R1 748人
経 常 収 支 比 率 (又は収益的収支比率) ※過去3年度分を記載	R1 100%	H30 100%	H29 100%
経 費 回 収 率 * ※過去3年度分を記載	R1 %	H30 %	H29 %
民 間 活 用 の 状 況	ア 民間委託		-
	イ 指定管理者制度		-
	ウ PPP・PFI		-

* 法適 $\left(\frac{\text{主営業収益} + \text{その他営業収益}}{\text{営業費用} + \text{営業外費用}} \times 100 \right)$ 非適 $\left(\frac{\text{料金収入} + \text{その他営業収益}}{\text{営業費用} + \text{営業外費用} + \text{地方債償還金}} \times 100 \right)$

(2) 料 金 形 態 *施設ごとの状況が分かるよう記載すること。

料金の概要・考え方	(1)スキー場 ・1回券 大人 250円 中学生以下 200円 ・1日券 大人 2,500円 中学生以下 2,000円 ・シーズン券 大人20,000円 高校生以下 12,000円 中学生以下 10,000円
-----------	---

(3) 施設を取り巻く環境等 *周辺施設の状況などが分かるよう記載すること。

最寄りのICからは約90Kmと遠方に位置しているものの、スキー場近隣には道の駅や温泉施設などが併設されており、これ以外にも村内には複数の温泉施設や民宿、旅館が充実していることから、宿泊を伴ったスキーライフを楽しんでいただくことが可能である。
スキー場のゲレンデマップとしては、第1リフト、第2リフトが設置されており、一般的なコースと最大斜度32度の急斜面でパウダースノーが楽しめる2つのコースに集約されている。

2. 経営の基本方針

村民の保健体育の向上及び健康増進、レクリエーションの普及を図り、村内の雇用促進と観光振興に寄与するため、施設の適切な維持管理と健全な施設運営を目指す。

3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

* 複数の施設を有する事業にあつては、施設ごとの内訳も作成すること。

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たつての説明

* 複数の施設を有する事業にあつては、施設ごとの考え方がわかるよう記載すること。

① 収支計画のうち投資についての説明

第2リフト及び電気施設関連の投資は令和2年度に全て実施予定であり、第1リフトへの投資は例年実施している索道検査等の経過を観察しながら随時更新予定を見定めていきたい。今後も適切な維持管理に努め、施設の長寿命化を図る。

② 収支計画のうち財源についての説明

施設の利用状況、今後の投資計画を鑑み、3年ごとにリフト料金などの見直しを検討する。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

人件費を含む経常経費の節減に努めながら収支の均衡を図る。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

*1 (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

*2 複数の施設を有する事業にあつては、施設ごとの考え方・検討状況がわかるよう記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

投資の平準化に関する事項	例年実施している索道検査等の経過を観察しながら随時更新を行う。
施設等の統合・縮小・廃止に関する事項	—
防災・安全対策に関する事項	安全を最優先とした施設の維持管理を徹底するとともに、従業員の教育、訓練を実施し、事故防止に努める。
民間の活力の活用に関する事項 (PPP・PFI など)	—
その他	—

② 今後の財源についての考え方・検討状況

料金単価に関する事項	社会情勢を踏まえた利用者のニーズを的確に把握し、サービスの提供と施設のあり方を検討し、適正な料金体系への移行を検討する。
利用状況に関する事項	独自のサービスを広くPRし利用客の増加を図る。 地域への貢献度が増幅されるよう、積極的な取り組みに努める。
繰入金に関する事項	一般会計からの安易な繰り入れに頼ることなく、受益者負担と費用対効果を検証しながら赤字額の圧縮に努める
資産の有効活用に関する事項	—
その他	—

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間の活力の活用に関する事項 (指定管理者制度、PPP・PFI など)	—
職員給与費に関する事項	事業運営に必要最小限の職員を配置するとともに、人件費の適正化に努める
委託費に関する事項	施設管理については、必要最小限の人員で対応しているが受託を希望する民間事業者があれば指定管理等の業務委託を検討する。
その他	—

4. 公営企業として実施する必要性など

* 複数の施設を有する事業にあつては、施設ごとの考え方が分かるよう記載すること。

事業の意義、提供するサービス自体の必要性	当村には、民間の類似施設等が存在しないため、小中学生の学校教育施設、村民の健康増進施設として必要である。
公営企業として実施する必要性	過疎地域にあつて、民間事業者では採算性が合わないため、地域住民の冬期間の健康増進という観点から自治体として実施する必要がある。

【参考】「観光施設事業及び宅地造成事業における財政負担リスクの限定について(通知)」(平成23年12月28日付け総務副大臣通知) 抜粋

- 観光施設事業及び宅地造成事業(内陸工業用地等造成事業及び住宅用地造成事業に限る。以下同じ。)を新たに行う場合には、次の点に御留意いただきたい。
 - 地方公共団体が公営企業により実施するのではなく、第三セクター等、法人格を別にして事業を実施すること。
 - 事業を実施する法人においては、事業自体の収益性に着目したプロジェクト・ファイナンスの考え方による資金調達を基本とすること。
 - 法人の債務に対して地方公共団体による損失補償は行わないこと。
 - 法人の事業に関して、地方公共団体による公的支援(出資・貸付け・補助)を行う必要がある場合には、公共性、公益性を勘案した上で必要最小限の範囲にとどめること。
- 既存の観光施設事業及び宅地造成事業についても、地方公共団体の財政負担のリスクを限定する観点から、1の手法の導入について御検討いただきたい。

5. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	実績との乖離を修正するため、必要に迫りて決算後に収支計画を見直す。
---------------------	-----------------------------------

